

令和7年度高島市鳥獣被害対策実施隊員従事内容確認書

申込者 住 所 高島市
 氏 名

印

令和7年度において高島市鳥獣被害対策実施隊員として任命された場合、次のとおり従事することができます。

1 活動が可能な曜日（該当するところに○印をご記入ください）

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日

2 対応が可能な地域（該当するところに○印をご記入ください）

マキノ	今 津	新 旭	朽 木	安曇川	高 島

3 対応が可能な従事内容（該当するところに○印をご記入ください）

捕 獲		追 払 い		放 獣 (クマ以外)	
自動捕獲わな(地先)の巡視					
自動捕獲わなの設置・修繕					
集落への対策指導					
クマ目撃時等の巡視					
クマ錯誤捕獲時の放獣 ※裏面参照					

4 捕獲が可能な有害鳥獣（3で捕獲に○をつけた方は該当するところに○印をご記入ください）

シ カ	イノシシ	サ ル	アライグマ	ハクビシン	ヌートリア	カラス

● クマ錯誤捕獲時の放獣について

クマが錯誤捕獲された際に、山奥の放獣場所に放獣していただく業務です。

放獣にあたっては、県職員および専門業者とともに活動していただきます。

実施隊からの出役は、1名または2名となります。

【業務の流れ】

- ① 錯誤捕獲の連絡があれば、市から出役の依頼を行います。（集合時間と場所をお伝えします）
- ② 集合場所に向かう前に、市役所にあるクマ檻を積みます。
- ③ 集合場所に到着後、県からの指示で放獣作業に従事します。

（作業内容）

- （1）業者がクマに麻酔をかけ、クマを計測後、ICチップ等を装着
- （2）市のクマ檻にクマを収納
- （3）実施隊の車に檻を積み、放獣場所へ向かう（放獣場所は市から指示します）
- （4）放獣場所に到着したら、檻を降ろし、クマが目覚めるまで待機

※ 実施隊と県は待機の間、一般の人が近づかないよう監視

- （5）クマが歩いて檻から出たら、撤収作業

- ④ 檻を市の保管場所に戻し、解散

- 上記②から④までの実所要時間に、単価(2,900円)を乗じて報酬をお支払いします。

※ 作業にかかる所要時間は約5時間です。ただし、クマの目覚めが遅い場合など、作業が長時間におよぶこともあります。

- クマ檻【長さ(185cm)×幅(70cm)×高さ(75～130cm)】を運搬する必要がありますので、檻が積める車両を保有していることが、この業務の引き受け条件となります。